

役員等報酬および費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人禅心福社会（以下「法人」という。）の役員および評議員（以下「役員等」という。）の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(報 酬)

第2条 法人の役員等に対しては、別途定款に定める定例の理事会および定時評議員会に係る報酬として、会計年度毎に 20,000 円を支給する。

2 定款に定めのない臨時の理事会または評議員会が開催された場合は、前項に定める報酬とは別に、1回あたり 10,000 円を支給する。

3 この法人の評議員に対しては、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

4 この法人の理事および監事に対する報酬の総額は、会計年度毎に 800,000円までとする。

5 当法人または社会福祉法人永興福社会から別途職員給与を受け取っている役員等に対しては、各号で定める報酬は支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、法人の業務のために出張したときは、別に定める旅費規程に基づいてその費用を弁償する。ただし、定例または臨時の理事会および評議員会への出席に係る旅費については、第2条で定める報酬額に含まれているものとし、別途支給しないこととする。

(改 正)

第4条 この規程の改正については、理事会の議決および評議員会の承認を要する。

付 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

平成23年3月16日一部改定

平成25年2月13日一部改定

平成30年3月2日一部改定

平成31年3月26日一部改訂